

半期報告書

(第94期中) 自 平成26年4月1日
至 平成26年9月30日

株式会社仙台銀行

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号

(E03635)

目 次

頁

表紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1. 主要な経営指標等の推移	2
2. 事業の内容	5
3. 関係会社の状況	5
4. 従業員の状況	5
第2 事業の状況	6
1. 業績等の概要	6
2. 生産、受注及び販売の状況	16
3. 対処すべき課題	16
4. 事業等のリスク	16
5. 経営上の重要な契約等	16
6. 研究開発活動	16
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	16
第3 設備の状況	18
1. 主要な設備の状況	18
2. 設備の新設、除却等の計画	18
第4 提出会社の状況	19
1. 株式等の状況	19
(1) 株式の総数等	19
(2) 新株予約権等の状況	26
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	27
(4) ライツプランの内容	27
(5) 発行済株式総数、資本金等の状況	27
(6) 大株主の状況	27
(7) 議決権の状況	28
2. 株価の推移	28
3. 役員の状況	28
第5 経理の状況	29
1. 中間財務諸表等	30
(1) 中間財務諸表	30
① 中間貸借対照表	30
② 中間損益計算書	32
③ 中間株主資本等変動計算書	33
④ 中間キャッシュ・フロー計算書	35
(2) その他	57
第6 提出会社の参考情報	58
第二部 提出会社の保証会社等の情報	59

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成26年11月20日
【中間会計期間】	第94期中（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）
【会社名】	株式会社仙台銀行
【英訳名】	THE SENDAI BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 鈴木 隆
【本店の所在の場所】	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
【電話番号】	仙台(022)大代表225-8241
【事務連絡者氏名】	経理部長 尾形 毅
【最寄りの連絡場所】	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
【電話番号】	仙台(022)大代表225-8241
【事務連絡者氏名】	経理部長 尾形 毅
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成24年度 中間連結 会計期間	平成25年度 中間連結 会計期間	平成26年度 中間連結 会計期間	平成24年度	平成25年度
		(自平成24年 4月1日 至平成24年 9月30日)	(自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日)	(自平成26年 4月1日 至平成26年 9月30日)	(自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日)	(自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日)
連結経常収益	百万円	9,103	8,826	—	17,599	—
連結経常利益	百万円	1,999	1,990	—	2,494	—
連結中間純利益	百万円	1,930	1,848	—	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	2,384	—
連結中間包括利益	百万円	1,699	896	—	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	5,959	—
連結純資産額	百万円	37,712	42,453	—	41,972	—
連結総資産額	百万円	948,904	1,066,565	—	1,018,455	—
1株当たり純資産額	円	1,019.52	1,642.26	—	1,574.74	—
1株当たり中間純利益金額	円	255.21	240.35	—	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	307.32	—
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	42.61	69.44	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	64.47	—
自己資本比率	%	3.97	3.98	—	4.12	—
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	7,331	7,101	—	44,302	—
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	25,090	12,113	—	△17,103	—
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△1,022	△427	—	△1,539	—
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	91,196	104,244	—	—	—
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	—	—	—	85,456	—
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	757 [323]	736 [334]	— [—]	726 [328]	— [—]

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。

3. 自己資本比率は、（中間）期末純資産の部合計を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 当行は、連結子会社であった仙銀ビジネス株式会社を平成26年3月1日付で吸収合併したことに伴い、平成25年度より連結財務諸表を作成していないため、平成25年度及び平成26年度中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第92期中	第93期中	第94期中	第92期	第93期
決算年月		平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成25年3月	平成26年3月
経常収益	百万円	9,207	8,895	8,576	17,751	16,664
経常利益	百万円	1,996	1,943	1,925	2,429	3,071
中間純利益	百万円	1,934	1,884	2,159	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	2,350	2,532
持分法を適用した場合の投資利益	百万円	—	—	—	—	—
資本金	百万円	22,485	22,485	22,485	22,485	22,485
発行済株式総数						
普通株式	千株	7,564	7,564	7,564	7,564	7,564
第I種優先株式		20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
純資産額	百万円	38,228	42,968	46,645	42,450	43,421
総資産額	百万円	949,497	1,067,157	1,166,494	1,018,990	1,078,020
預金残高	百万円	834,765	862,593	880,978	835,081	843,368
貸出金残高	百万円	530,603	554,578	590,873	557,327	575,087
有価証券残高	百万円	320,229	356,742	406,039	366,721	384,664
1株当たり純資産額	円	—	—	2,197.43	1,637.96	1,770.26
1株当たり中間純利益金額	円	255.72	245.21	282.48	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	302.79	326.89
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	42.69	70.82	88.09	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	63.54	96.58
1株当たり配当額						
普通株式	円	—	16.25	17.87	47.00	34.12
第I種優先株式		—	1.50	1.12	3.00	3.00
自己資本比率	%	4.02	4.02	3.99	4.16	4.02
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	—	—	70,047	—	38,468
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	—	—	△18,261	—	△17,613
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	—	—	△176	—	△591
現金及び現金同等物の中間期末残高	百万円	—	—	157,329	—	—
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	—	—	—	—	105,720
従業員数						
〔外、平均臨時従業員数〕	人	749 [294]	728 [303]	727 [340]	717 [298]	710 [312]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、第92期中、第92期、第93期中は（中間）連結財務諸表を作成しているため、また、第93期、第94期中は関連会社がないため記載しておりません。
3. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
4. 自己資本比率は、（中間）期末純資産の部合計を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。
5. 第93期中まで（中間）連結財務諸表を作成しておりますので、第92期中、第92期、第93期中の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高は記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当行が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、関係会社についても、異動はありません。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

当行の従業員数

平成26年9月30日現在

従業員数（人）	727 [340]
---------	--------------

セグメントの名称	従業員数（人）
銀行業	723 [337]
その他	4 [3]
合計	727 [340]

- (注) 1. 従業員数は、出向者数15名、嘱託及び臨時従業員399人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3. 当行の従業員組合は、次のとおりであります。
①金融労連仙台銀行労働組合と称し、組合員数は21人であります。
②仙台銀行新労働組合と称し、組合員数は557人であります。
両組合とも労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

・業績

(1) 経営環境

当中間会計期間における国内経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動が景気を下押ししたものの、反動は和らぎつつあるとともに、雇用・所得環境の改善などを背景に、緩やかな回復の動きとなりました。先行きは、駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れが国内景気を下押しするリスクを抱えているものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあり、さらなる景気の回復が期待されています。

当行の営業エリアである宮城県の経済は、一部に消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動がみられたものの、震災復興需要に伴い経済活動は総じて高水準で推移しており、緩やかな回復が続きました。

(2) 業績

このような環境のなか、当行は、被災地の金融機関として、じもとグループの戦略方針「本業支援」に組織的・継続的に取り組み、地域経済及び取引先との共存共栄を目指すとともに、一日も早い震災復興に向けて、円滑な資金供給や事業再建支援をはじめとする復興支援策に積極的に取り組んでおります。

〔銀行業〕

当行の当中間会計期間の業績は、次のとおりとなりました。

預金残高につきましては、法人預金や公金預金が増加したことから、前事業年度末比376億10百万円増加の8,809億78百万円となりました。

貸出金残高につきましては、地方公共団体向け貸出が減少しましたが、住宅ローンや中小企業向け貸出が増加したことから、前事業年度末比157億86百万円増加の5,908億73百万円となりました。

有価証券残高につきましては、国債や地方債による運用額を増額したことなどから、前事業年度末比213億75百万円増加の4,060億39百万円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は、有価証券利息配当金や役務取引等収益が増加したものの、貸倒引当金戻入益や国債等債券売却益が減少したことなどから、前中間会計期間比3億19百万円減少の85億76百万円となりました。一方、経常費用は、子会社の吸収合併に伴う経営効率化等による営業経費の減少等により、前中間会計期間比3億1百万円減少の66億50百万円となりました。

その結果、経常利益は前中間会計期間比17百万円減少の19億25百万円、中間純利益は前中間会計期間比2億74百万円増加の21億59百万円となりました。

〔その他〕

当行の業績における「その他」の重要性が乏しいため、「銀行業」に含めて記載しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務が含まれております。

・キャッシュ・フロー

前中間会計期間は、中間連結財務諸表を作成しているため、前中間会計期間との比較分析は行っておりません。

営業活動によるキャッシュ・フローは、700億47百万円のプラスとなりました。これは主に、預金、譲渡性預金の増加等によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、182億61百万円のマイナスとなりました。これは主に、有価証券の取得による支出等によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、1億76百万円のマイナスとなりました。これは主に、配当金支払等によるものであります。

これにより、当中間会計期間末における現金及び現金同等物は、前事業年度末比516億9百万円増加となりました。

(1) 国内業務部門・国際業務部門別収支

国内業務部門の資金運用収支は56億59百万円、役務取引等収支は6億56百万円、その他業務収支は△1億86百万円となりました。

また、国際業務部門の資金運用収支は2億8百万円、役務取引等収支は0百万円、その他業務収支は1百万円となりました。

この結果、国内業務部門と国際業務部門の合計では、資金運用収支が58億68百万円、役務取引等収支が6億57百万円、その他業務収支が△1億85百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 (△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
資金運用収支	前中間会計期間	—	—	—	—
	当中間会計期間	5,659	208	—	5,868
うち資金運用収益	前中間会計期間	—	—	—	—
	当中間会計期間	6,014	215	7	6,222
うち資金調達費用	前中間会計期間	—	—	—	—
	当中間会計期間	354	7	7	354
役務取引等収支	前中間会計期間	—	—	—	—
	当中間会計期間	656	0	—	657
うち役務取引等収益	前中間会計期間	—	—	—	—
	当中間会計期間	1,302	1	—	1,304
うち役務取引等費用	前中間会計期間	—	—	—	—
	当中間会計期間	645	1	—	646
その他業務収支	前中間会計期間	—	—	—	—
	当中間会計期間	△186	1	—	△185
うちその他業務収益	前中間会計期間	—	—	—	—
	当中間会計期間	12	1	—	13
うちその他業務費用	前中間会計期間	—	—	—	—
	当中間会計期間	199	—	—	199

(注) 1. 「国内業務部門」は国内の円建取引、「国際業務部門」は国内の外貨建取引について記載しております。

2. 資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額は、「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の利息であります。

3. 前中間会計期間は、中間連結財務諸表を作成していたため、記載しておりません。

(2) 国内業務部門・国際業務部門別資金運用／調達状況

国内業務部門においては、資金運用勘定は平均残高1兆1,052億78百万円、利息60億14百万円、利回り1.08%となり、資金調達勘定は平均残高1兆840億32百万円、利息3億54百万円、利回り0.06%となりました。

国際業務部門においては、資金運用勘定は平均残高185億4百万円、利息2億15百万円、利回り2.32%となり、資金調達勘定は平均残高185億11百万円、利息7百万円、利回り0.07%となりました。

この結果、相殺消去後の国内業務部門と国際業務部門の合計は、資金運用勘定は平均残高1兆1,053億66百万円、利息62億22百万円、利回り1.12%となり、資金調達勘定は平均残高1兆841億28百万円、利息3億54百万円、利回り0.06%となりました。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	1,105,278	6,014	1.08
うち貸出金	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	564,959	4,421	1.56
うち商品有価証券	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	2	0	0.53
うち有価証券	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	386,140	1,497	0.77
うちコールローン	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	45,357	32	0.14
うち買入金銭債権	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	516	20	8.00
うち預け金	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	89,884	35	0.07
資金調達勘定	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	1,084,032	354	0.06
うち預金	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	872,190	175	0.04
うち譲渡性預金	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	209,066	100	0.09
うちコールマネー	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	32	0	0.12
うち借入金	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	2,556	1	0.10

(注) 1. 国内の円建取引について記載しております。

2. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(当中間会計期間8億40百万円)を控除して表示しております。

4. 前中間会計期間は、中間連結財務諸表を作成していたため、記載しておりません。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（%）
資金運用勘定	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	18,504	215	2.32
うち貸出金	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	—	—	—
うち商品有価証券	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	—	—	—
うち有価証券	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	18,374	215	2.34
うちコールローン	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	—	—	—
うち買入金銭債権	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	—	—	—
資金調達勘定	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	18,511	7	0.07
うち預金	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	95	0	0.02
うち譲渡性預金	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	—	—	—
うちコールマネー	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	—	—	—

(注) 1. 国内の外貨建取引について記載しております。

2. 「国際業務部門」の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

3. 前中間会計期間は、中間連結財務諸表を作成していたため、記載しておりません。

③ 合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り（%）
		小計	相殺 消去額 （△）	合計	小計	相殺 消去額 （△）	合計	
資金運用勘定	前中間会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間会計期間	1,123,782	18,416	1,105,366	6,229	7	6,222	1.12
うち貸出金	前中間会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間会計期間	564,959	—	564,959	4,421	—	4,421	1.56
うち商品有価証券	前中間会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間会計期間	2	—	2	0	—	0	0.53
うち有価証券	前中間会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間会計期間	404,514	—	404,514	1,712	—	1,712	0.84
うちコールローン	前中間会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間会計期間	45,357	—	45,357	32	—	32	0.14
うち買入金銭債権	前中間会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間会計期間	516	—	516	20	—	20	8.00
うち預け金	前中間会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間会計期間	89,884	—	89,884	35	—	35	0.07
資金調達勘定	前中間会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間会計期間	1,102,544	18,416	1,084,128	361	7	354	0.06
うち預金	前中間会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間会計期間	872,285	—	872,285	175	—	175	0.04
うち譲渡性預金	前中間会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間会計期間	209,066	—	209,066	100	—	100	0.09
うちコールマネー	前中間会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間会計期間	32	—	32	0	—	0	0.12
うち借入金	前中間会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間会計期間	2,556	—	2,556	1	—	1	0.10

- (注) 1. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（当中間会計期間8億40百万円）を控除して表示しております。
2. 資金運用勘定及び資金調達勘定における平均残高及び利息の相殺消去額は、「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の平均残高及び利息であります。
3. 前中間会計期間は、中間連結財務諸表を作成していたため、記載しておりません。

(3) 国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は13億4百万円となりましたが、主なものは為替業務4億51百万円、代理業務4億40百万円であります。

また、役務取引等費用は6億46百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 (△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
役務取引等収益	前中間会計期間	—	—	—	—
	当中間会計期間	1,302	1	—	1,304
うち預金・貸出業務	前中間会計期間	—	—	—	—
	当中間会計期間	341	—	—	341
うち為替業務	前中間会計期間	—	—	—	—
	当中間会計期間	449	1	—	451
うち代理業務	前中間会計期間	—	—	—	—
	当中間会計期間	440	—	—	440
うち証券関連業務	前中間会計期間	—	—	—	—
	当中間会計期間	1	—	—	1
うち保護預り・貸金庫業務	前中間会計期間	—	—	—	—
	当中間会計期間	12	—	—	12
うち保証業務	前中間会計期間	—	—	—	—
	当中間会計期間	5	—	—	5
役務取引等費用	前中間会計期間	—	—	—	—
	当中間会計期間	645	1	—	646
うち為替業務	前中間会計期間	—	—	—	—
	当中間会計期間	104	1	—	105

(注) 1. 「国内業務部門」は国内の円建取引、「国際業務部門」は国内の外貨建取引について記載しております。

2. 前中間会計期間は、中間連結財務諸表を作成していたため、記載しておりません。

(4) 国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前中間会計期間	—	—	—	—
	当中間会計期間	880,896	82	—	880,978
うち流動性預金	前中間会計期間	—	—	—	—
	当中間会計期間	499,909	—	—	499,909
うち定期性預金	前中間会計期間	—	—	—	—
	当中間会計期間	376,366	—	—	376,366
うちその他	前中間会計期間	—	—	—	—
	当中間会計期間	4,620	82	—	4,702
譲渡性預金	前中間会計期間	—	—	—	—
	当中間会計期間	228,150	—	—	228,150
総合計	前中間会計期間	—	—	—	—
	当中間会計期間	1,109,046	82	—	1,109,128

(注) 1. 「国内業務部門」は国内の円建取引、「国際業務部門」は国内の外貨建取引について記載しております。

2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

4. 前中間会計期間は、中間連結財務諸表を作成していたため、記載しておりません。

(5) 国内業務部門・国際業務部門別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前中間会計期間		当中間会計期間	
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	—	—	590,873	100.00
製造業	—	—	37,303	6.31
農業、林業	—	—	4,555	0.77
漁業	—	—	319	0.06
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	257	0.04
建設業	—	—	44,592	7.55
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	1,491	0.25
情報通信業	—	—	5,302	0.90
運輸業、郵便業	—	—	19,699	3.33
卸売業、小売業	—	—	44,560	7.54
金融業、保険業	—	—	21,220	3.59
不動産業、物品賃貸業	—	—	85,319	14.44
各種サービス業	—	—	55,391	9.38
地方公共団体	—	—	96,007	16.25
その他	—	—	174,854	29.59
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	—	—	590,873	—

(注) 1. 「国内業務部門」は国内の円建取引、「国際業務部門」は国内の外貨建取引について記載しております。
2. 前中間会計期間は、中間連結財務諸表を作成していたため、記載しておりません。

② 外国政府等向け債権残高（国別）
該当事項はありません。

(6) 国内業務部門・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前中間会計期間	—	—	—	—
	当中間会計期間	123,386	—	—	123,386
地方債	前中間会計期間	—	—	—	—
	当中間会計期間	77,949	—	—	77,949
短期社債	前中間会計期間	—	—	—	—
	当中間会計期間	—	—	—	—
社債	前中間会計期間	—	—	—	—
	当中間会計期間	166,532	—	—	166,532
株式	前中間会計期間	—	—	—	—
	当中間会計期間	8,993	—	—	8,993
その他の証券	前中間会計期間	—	—	—	—
	当中間会計期間	11,208	17,969	—	29,178
合計	前中間会計期間	—	—	—	—
	当中間会計期間	388,069	17,969	—	406,039

- (注) 1. 「国内業務部門」は国内の円建取引、「国際業務部門」は国内の外貨建取引について記載しております。
2. 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。
3. 前中間会計期間は、中間連結財務諸表を作成していたため、記載しておりません。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

単体自己資本比率（国内基準）

（単位：億円、％）

	平成26年9月30日
1. 自己資本比率（2／3）	10.55
2. 単体における自己資本の額	421
3. リスク・アセットの額	3,991
4. 単体総所要自己資本額	159

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成25年9月30日	平成26年9月30日
	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	27	21
危険債権	223	216
要管理債権	3	12
正常債権	5,318	5,696

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当行の事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

なお、本項に記載した予想・見込み・所存等の将来に関する事項は、本半期報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性を内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性があります。

1. 重要な会計方針及び見積り

当行の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。

また、将来事象が確定できないため会計上の見積りが必要とされる場合には、仮定の適切性・情報の適切性・計算の正確性等につき合理的な判断のもとに計上しております。

2. 当中間会計期間の財政状態及び経営成績の分析

当行の当中間会計期間末における財政状態及び経営成績は以下のとおりであります。

(1) 資産関連

貸出金残高につきましては、地方公共団体向け貸出が減少しましたが、住宅ローンや中小企業向け貸出が増加したことから、前事業年度末比157億86百万円増加の5,908億73百万円となりました。

有価証券残高につきましては、国債や地方債による運用額を増額したことなどから、前事業年度末比213億75百万円増加の4,060億39百万円となりました。

貸出金残高や有価証券残高が増加したほか、預け金残高が前事業年度末比544億92百万円増加したことなどから、当中間会計期間末の総資産額は、前事業年度末比884億73百万円増加の1兆1,664億94百万円となりました。

(2) 負債及び純資産関連

預金（含む譲渡性預金）残高につきましては、法人預金や公金預金が増加したことから、前事業年度末比896億90百万円増加の1兆1,091億28百万円となりました。

上記を主要因として、当中間会計期間末の負債額は、前事業年度末比852億49百万円増加の1兆1,198億48百万円となりました。

純資産につきましては、利益剰余金が増加したことなどから、前事業年度末比32億23百万円増加の466億45百万円となりました。

(3) 不良債権処理の進捗

リスク管理債権は前事業年度末比2億18百万円増加の249億6百万円となりました。貸出金残高に対するリスク管理債権の比率は、前事業年度末比0.08ポイント低下の4.21%となりました。

(4) 自己資本比率

当中間会計期間末の単体自己資本比率（国内基準）は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。

当中間会計期間末における単体自己資本比率（国内基準）は10.55%となりました。

(5) 主な収支

資金運用収支は、有価証券利息配当金が増加したことなどから、前中間会計期間比30百万円増加の58億68百万円となりました。

役員取引等収支は、預かり資産手数料の増加等により、前中間会計期間比8百万円増加の6億57百万円となりました。

その他業務収支は、国債等関係損益が減少したことなどから、前中間会計期間比2億88百万円減少の△1億85百万円となりました。

営業経費は、前中間会計期間比3億54百万円減少の52億65百万円となりました。

その他経常収支は、前中間会計期間比1億23百万円減少の8億51百万円となりました。

以上の結果、経常利益は、前中間会計期間比17百万円減少の19億25百万円となりました。

3. キャッシュ・フローの状況の分析

前中間会計期間は、中間連結財務諸表を作成しているため、前中間会計期間との比較分析は行っておりません。

営業活動によるキャッシュ・フローは、700億47百万円のプラスとなりました。これは主に、預金、譲渡性預金の増加等によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、182億61百万円のマイナスとなりました。これは主に、有価証券の取得による支出等によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、1億76百万円のマイナスとなりました。これは主に、配当金支払等によるものであります。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	110,000,000
第I種優先株式	30,000,000
計	110,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年11月20日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,564,661	同左	—	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式 (注)2
第I種優先株式	20,000,000	同左	—	(注)
計	27,564,661	同左	—	—

(注) 1. 第I種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

2. 単元株式数は100株であります。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

(1) 当銀行の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株数が変動します。

(2) 行使価額修正条項の内容

①修正基準

取得請求期間において、毎月第3金曜日(以下、「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日における普通株式時価に修正されます(以下、かかる修正後の取得価額を、「修正後取得価額」という。)。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(3)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とします。なお、決定日までの直近5連続取引日の初日以降決定日まで(当日を含む。)の間に、(注)5.(5)⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整されます。

本①における「普通株式時価」とは、以下に定めるイ. またはロ. の価額をいいます。

イ. 決定日を最終日とする5連続取引日(同日を含む。)の期間において、当銀行の普通株式が上場等をしている場合

当該決定日(同日を含む。)までの直近の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、当該決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の当銀行の普通株式が上場等をしている取引所等における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。)

ロ. イ. 以外の場合

連結BPS(ただし、当該決定日の直前に提出された継続開示書類中の財務情報の基準日の翌日以降に、(注)5.(5)⑧に定める取得価額の調整事由が生じたことにより取得価額が調整された場合には、上記調整事由により調整された取得価額相当額を意味するものとする。)

②修正頻度

取得価額の修正は、毎月第3金曜日の翌日以降、1カ月に1回の頻度で行います。

(3) 行使価額等の下限

下限取得価額は302円(ただし、(注)5.(5)⑧による調整を受ける)。

(4) 当銀行は、平成33年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第I種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。

4. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項、および株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との取決めはありません。

5. 第Ⅰ種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

(1) 第Ⅰ種優先配当金

①第Ⅰ種優先配当金

当銀行は、定款第55条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日（以下、「第Ⅰ種優先期末配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録された第Ⅰ種優先株式を有する株主（以下、「第Ⅰ種優先株主」という。）または第Ⅰ種優先株式の登録株式質権者（以下、「第Ⅰ種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該第Ⅰ種優先期末配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当銀行の普通株式（以下、「普通株式」という。）を有する株主（以下、「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第Ⅰ種優先株式1株につき、第Ⅰ種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第Ⅰ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記②に定める配当率（以下、「第Ⅰ種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）（以下、「第Ⅰ種優先配当金」という。）の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度において第Ⅰ種優先株主または第Ⅰ種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定める第Ⅰ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

②第Ⅰ種優先配当率

平成24年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る第Ⅰ種優先配当率

第Ⅰ種優先配当率＝預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当率としての資金調達コスト（ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当率としての資金調達コストのうち直近のもの）

上記の算式において「優先配当率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当率としての資金調達コストをいう。

ただし、優先配当率としての資金調達コストが日本円TIBOR（12ヶ月物）または8%のうちいずれか低い方（以下、「第Ⅰ種優先株式上限配当率」という。）を超える場合には、第Ⅰ種優先配当率は第Ⅰ種優先株式上限配当率とする。

上記の但書において、「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（同日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、4月1日（同日がロンドンの銀行休業日の場合は直後の銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。

③非累積条項

ある事業年度において第Ⅰ種優先株主または第Ⅰ種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が第Ⅰ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

④非参加条項

第Ⅰ種優先株主または第Ⅰ種優先登録株式質権者に対しては、第Ⅰ種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当銀行がする新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) 第Ⅰ種優先中間配当金

当銀行は、定款第56条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された第Ⅰ種優先株主または第Ⅰ種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第Ⅰ種優先株式1株当たり、各事業年度における第Ⅰ種優先配当金の額の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当（以下、「第Ⅰ種優先中間配当金」という。）を行う。

(3) 残余財産

①残余財産の分配

当銀行の残余財産を分配するときは、第Ⅰ種優先株主または第Ⅰ種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第Ⅰ種優先株式1株につき、第Ⅰ種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第Ⅰ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記③に定める経過第Ⅰ種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

②非参加条項

第Ⅰ種優先株主または第Ⅰ種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③経過第Ⅰ種優先配当金相当額

第Ⅰ種優先株式1株当たりの経過第Ⅰ種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第Ⅰ種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。）をいう。ただし、上記の第Ⅰ種優先配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度において第Ⅰ種優先株主または第Ⅰ種優先登録株式質権者に対して第Ⅰ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権

第Ⅰ種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第Ⅰ種優先株主は、定時株主総会に第Ⅰ種優先配当金の額全部（第Ⅰ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、第Ⅰ種優先配当金の額全部（第Ⅰ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、第Ⅰ種優先配当金の額全部（第Ⅰ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

①取得請求権

第Ⅰ種優先株主は、下記②に定める取得を請求することができる期間中、当銀行が第Ⅰ種優先株式を取得するのと引換えに、普通株式を交付することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、第Ⅰ種優先株式の取得と引換えに、下記③に定める財産を交付する。また、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

ただし、下記③に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数を超える場合には、行使可能株式数について取得請求の効力が生じるものとし、行使可能株式数を超える部分については取得請求がなされなかったものとみなす。

上記の但書において「行使可能株式数」とは、(A) 取得請求をした日（以下、「取得請求日」という。）における当銀行の発行可能株式総数から、取得請求日における当銀行の発行済株式総数及び取得請求日における新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、(B) 取得請求日における当銀行の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当銀行の普通株式に係る発行済株式総数、取得請求権付株式（当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。）の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数及び新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。

②取得を請求することができる期間

平成25年4月1日から平成48年9月30日まで（以下、「取得請求期間」という。）とする。

③取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第Ⅰ種優先株式の取得と引換えに、第Ⅰ種優先株主が取得の請求をした第Ⅰ種優先株式数に第Ⅰ種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第Ⅰ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第Ⅰ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

④当初取得価額

当初の取得価額は、取得請求期間の初日における普通株式時価（円位未満四捨五入）とする。ただし、当初取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

本④における「普通株式時価」とは、以下に定めるイ. またはロ. の価額をいう。

イ. 取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日までの期間において、当銀行の普通株式が上場等（金融商品取引所または店頭売買有価証券市場（以下、「取引所等」という。）への上場または登録をいう。以下同じ。）をしている場合

当初取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、取引所等（当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間に於ける出来高が最多の金融商品取引所）における当銀行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下、「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。）とする。

ロ. イ. 以外の場合

直近の有価証券報告書、半期報告書または四半期報告書（もしあれば）（連結BPS（以下に定義する。）に関するこれらの訂正報告書を含む。以下、「継続開示書類」という。）における1株当たり純資産額（連結ベースとし、1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針第35項に従い、貸借対照表の純資産の部の合計額から、優先株式に係る払込金額及び配当、新株予約権、少数株主持分等を控除したものを、普通株式に係る純資産額として計算する。以下、「連結BPS」という。）

⑤取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下、「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日における普通株式時価に修正される（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、決定日までの直近の5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

本⑤における「普通株式時価」とは、以下に定めるイ. またはロ. の価額をいう。

イ. 決定日を最終日とする5連続取引日（同日を含む。）の期間において、当銀行の普通株式が上場等をしている場合

当該決定日（同日を含む。）までの直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、当該決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の当銀行の普通株式が上場等をしている取引所等における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。）

ロ. イ. 以外の場合

連結BPS（ただし、当該決定日の直前に提出された継続開示書類中の財務情報の基準日の翌日以降に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じたことにより取得価額が調整された場合には、上記調整事由により調整された取得価額相当額を意味するものとする。）

⑥上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

⑦下限取得価額

302円（ただし、下記⑧による調整を受ける。）。

⑧取得価額の調整

イ. 第I種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下、「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{既発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(A) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ. に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑧において同じ。）その他の証券（以下、「取得請求権付株式等」という。）、または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下、「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(B) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(C) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ. に定義する。以下、本(C)、下記(D)及び(E)ならびに下記ハ. (D)において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下、「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(D) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ. またはロ. と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下、「修正日」という。）における修正後の価額（以下、「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下、「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C) または本(D) による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合
調整係数は1とする。
ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(C) または本(D) による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C) または本(D) による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われていない場合
調整係数は、上記(C) または本(D) による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。
- (E) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(C) または(D) による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ. に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(E) による調整は行わない。
- (F) 株式の併合をする場合
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ. (A) ないし(F) に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- ハ. (A) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日（以下、「調整日」という。）における普通株式時価とする。なお、調整日の前日を最終日とする5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本⑧に準じて調整する。
- (B) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (C) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ. (A) ないし(C) に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の当銀行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ. (D) (b) または(c) に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ. (D) (b) または(c) に基づく調整に先立って適用された上記イ. (C) または(D) に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (D) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ. (A) の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ. (B) および(F) の場合には0円、上記イ. (C) ないし(E) の場合には価額（ただし、(D) の場合は修正価額）とする。
- ニ. 上記イ. (C) ないし(E) および上記ハ. (D) において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ. (E) において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (C) に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

へ. 上記イ. (A) ないし(C) において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ. (A) ないし(C) の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト. 取得価額調整式により算出された上記イ. 第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。）を使用する。

本⑧における「普通株式時価」とは、以下に定める(a) または(b) の価額をいう。

(a) 調整日からこれに先立つ5連続取引日の期間において、当銀行の普通株式が上場等をしている場合

調整日の前日を最終日とする5連続取引日の当銀行の普通株式が上場等をしている取引所等における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。

なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は本⑧に準じて調整する。

(b) (a) 以外の場合

連結BPS

⑨合理的な措置

上記④ないし⑧に定める取得価額（下記(7) . ②に定める一斉取得価額を含む。以下、本⑨において同じ。）は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

⑩取得請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

⑪取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑩に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

(6) 金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成33年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下、「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第I種優先株式の全部または一部を取得することができるものとし、当銀行は、かかる第I種優先株式を取得するのと引換えに、第I種優先株式1株につき、第I種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第I種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第I種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において当銀行の普通株式時価が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。なお、第I種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(5) . ①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

本項における「普通株式時価」とは、以下に定めるイ. またはロ. の価額をいう。

イ. 取得日を決定する取締役会の開催日を最終日とする30営業日の期間において、当銀行の普通株式が上場等をしている場合

取引所等における当銀行の普通株式の終値

ロ. イ. 以外の場合

連結BPS

なお、本項においては、上記(3) . ③に定める経過第I種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第I種優先配当金相当額を計算する。

(7) 普通株式を対価とする一斉取得条項

①普通株式を対価とする一斉取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない第Ⅰ種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当銀行は、かかる第Ⅰ種優先株式を取得すると引換えに、各第Ⅰ種優先株主に対し、その有する第Ⅰ種優先株式数に第Ⅰ種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第Ⅰ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下、「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第Ⅰ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

②一斉取得価額

「一斉取得価額」とは、以下に定める(a)または(b)の価額をいう。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(a) 一斉取得日からこれに先立つ45連続取引日の期間において、当銀行の普通株式が上場等をしている場合

一斉取得日に先立つ30連続取引日の当銀行の普通株式が上場等をしている取引所等における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。

(b) (a) 以外の場合

連結BPS

(8) 株式の分割または併合及び株式無償割当て

①分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式及び第Ⅰ種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

②株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び第Ⅰ種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

6. 種類株主総会の決議

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはしておりません。

7. 第Ⅰ種優先株式は、定款の定めに基づき、上記に記載のとおり普通株式と議決権に差異を有しております。これは、当銀行が資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とすることを目的とするものであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	中間会計期間 (平成26年4月1日から 平成26年9月30日まで)
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年4月1日～ 平成26年9月30日	—	(普通株式) 7,564 (第I種優先株式) 20,000	—	22,485	—	10,789

(6) 【大株主の状況】

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社じもとホールディングス	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号	27,564	100.00
計	—	27,564	100.00

(注) 当行は株式会社きらやか銀行と、平成24年10月1日、株式移転により共同で設立した持株会社株式会社じもとホールディングスの完全子会社となっております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	第 I 種優先株式 20,000,000	—	(注)
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 7,564,600	75,646	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式 (単元株式数100)
単元未満株式	普通株式 61	—	—
発行済株式総数	27,564,661	—	—
総株主の議決権	—	75,646	—

(注) 第 I 種優先株式の内容は、「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載のとおりであります。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

当行株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、半期報告書の提出日までの役員の変動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の変動

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。
3. 当行は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成していません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※6 105,787	※6 157,411
買入金銭債権	844	842
有価証券	※6, ※10 384,664	※6, ※10 406,039
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 575,087	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 590,873
外国為替	89	74
その他資産	※6 2,218	※6 1,812
その他の資産	2,218	1,812
有形固定資産	※8, ※9 12,837	※8, ※9 12,672
無形固定資産	1,181	1,033
前払年金費用	314	-
支払承諾見返	1,549	1,401
貸倒引当金	△6,553	△5,667
資産の部合計	1,078,020	1,166,494
負債の部		
預金	※6 843,368	※6 880,978
譲渡性預金	176,070	228,150
借入金	※6 4,868	※6 46
その他負債	5,545	5,886
未払法人税等	108	72
リース債務	64	48
資産除去債務	2	3
その他の負債	5,370	5,762
賞与引当金	210	263
退職給付引当金	50	84
利息返還損失引当金	8	8
睡眠預金払戻損失引当金	119	90
偶発損失引当金	81	49
繰延税金負債	1,623	1,785
再評価に係る繰延税金負債	※8 1,103	※8 1,103
支払承諾	1,549	1,401
負債の部合計	1,034,599	1,119,848

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
純資産の部		
資本金	22,485	22,485
資本剰余金	10,789	10,789
資本準備金	10,789	10,789
利益剰余金	4,255	5,908
利益準備金	113	146
その他利益剰余金	4,141	5,761
繰越利益剰余金	4,141	5,761
株主資本合計	37,529	39,182
その他有価証券評価差額金	4,229	5,800
土地再評価差額金	※8 1,661	※8 1,661
評価・換算差額等合計	5,891	7,462
純資産の部合計	43,421	46,645
負債及び純資産の部合計	1,078,020	1,166,494

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
経常収益	8,895	8,576
資金運用収益	6,216	6,222
(うち貸出金利息)	4,515	4,421
(うち有価証券利息配当金)	1,605	1,712
役務取引等収益	1,258	1,304
その他業務収益	216	13
その他経常収益	※1 1,203	※1 1,035
経常費用	6,952	6,650
資金調達費用	379	354
(うち預金利息)	215	175
役務取引等費用	609	646
その他業務費用	113	199
営業経費	※2 5,620	※2 5,265
その他経常費用	228	184
経常利益	1,943	1,925
特別利益	-	22
特別損失	※3 32	※3 19
税引前中間純利益	1,911	1,928
法人税、住民税及び事業税	36	30
法人税等調整額	△10	△260
法人税等合計	26	△230
中間純利益	1,884	2,159

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余 金合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	22,485	10,789	—	10,789	—	2,283	2,283	—	35,558
当中間期変動額									
利益準備金の積立					83	△83	—		—
剰余金の配当						△415	△415		△415
中間純利益						1,884	1,884		1,884
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	83	1,386	1,469	—	1,469
当中間期末残高	22,485	10,789	—	10,789	83	3,670	3,753	—	37,027

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	土地再評 価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	5,223	1,669	6,892	42,450
当中間期変動額				
利益準備金の積立				—
剰余金の配当				△415
中間純利益				1,884
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）	△951	—	△951	△951
当中間期変動額合計	△951	—	△951	517
当中間期末残高	4,271	1,669	5,940	42,968

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余 金合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	22,485	10,789	—	10,789	113	4,141	4,255	—	37,529
会計方針の変更による 累積的影響額	—	—	—	—	—	△341	△341	—	△341
会計方針の変更を反映し た当期首残高	22,485	10,789	—	10,789	113	3,800	3,914	—	37,188
当中間期変動額									
利益準備金の積立					33	△33	—		—
剰余金の配当						△165	△165		△165
中間純利益						2,159	2,159		2,159
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	33	1,961	1,994	—	1,994
当中間期末残高	22,485	10,789	—	10,789	146	5,761	5,908	—	39,182

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	土地再評 価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	4,229	1,661	5,891	43,421
会計方針の変更による 累積的影響額	—	—	—	△341
会計方針の変更を反映し た当期首残高	4,229	1,661	5,891	43,080
当中間期変動額				
利益準備金の積立				—
剰余金の配当				△165
中間純利益				2,159
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）	1,571	—	1,571	1,571
当中間期変動額合計	1,571	—	1,571	3,565
当中間期末残高	5,800	1,661	7,462	46,645

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	1,928
減価償却費	551
減損損失	17
貸倒引当金の増減(△)	△885
賞与引当金の増減額(△は減少)	53
退職給付引当金の増減額(△は減少)	33
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	△28
偶発損失引当金の増減(△)	△32
資金運用収益	△6,222
資金調達費用	354
有価証券関係損益(△)	158
為替差損益(△は益)	△0
固定資産処分損益(△は益)	△20
貸出金の純増(△)減	△15,786
預金の純増減(△)	37,610
譲渡性預金の純増減(△)	52,080
コールローン等の純増(△)減	2
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△4,822
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△15
外国為替(資産)の純増(△)減	14
資金運用による収入	4,540
資金調達による支出	△365
その他	975
小計	70,143
法人税等の還付額	28
法人税等の支払額	△124
営業活動によるキャッシュ・フロー	70,047
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△86,606
有価証券の売却による収入	13,731
有価証券の償還による収入	52,928
投資活動としての資金運用による収入	1,924
有形固定資産の取得による支出	△248
有形固定資産の売却による収入	22
無形固定資産の取得による支出	△13
投資活動によるキャッシュ・フロー	△18,261
財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△11
配当金の支払額	△165
財務活動によるキャッシュ・フロー	△176
現金及び現金同等物に係る換算差額	0
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	51,609
現金及び現金同等物の期首残高	105,720
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 157,329

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：2年～50年

その他：2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は981百万円（前事業年度末は1,868百万円）であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

会計基準変更時差異（2,385百万円）：15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(4) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した返還見込額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップ取引の特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

9. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(会計方針の変更)

(「退職給付に関する会計基準」等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を退職給付の見込支払日までの平均期間を基礎として決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用して決定する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当中間会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当中間会計期間の期首の前払年金費用が314百万円減少し、退職給付引当金が26百万円増加し、利益剰余金が341百万円減少しております。また、当中間会計期間の経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ23百万円増加しております。

なお、当中間会計期間の期首の1株当たり純資産が45円11銭減少し、1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額はそれぞれ3円15銭及び97銭増加しております。

(中間貸借対照表関係)

※1. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
破綻先債権額	95百万円	78百万円
延滞債権額	23,275百万円	23,611百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※2. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	57百万円	一百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※3. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
貸出条件緩和債権額	1,259百万円	1,216百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
合計額	24,688百万円	24,906百万円

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
	3,072百万円	2,965百万円

※6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
担保に供している資産		
現金預け金	0百万円	0百万円
有価証券	47,197 "	39,900 "
その他資産	1 "	1 "
計	47,198 "	39,902 "
担保資産に対応する債務		
預金	872 "	1,225 "
借入金	4,820 "	— "

上記のほか、為替決済、金融派生商品取引等の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
有価証券	35,190百万円	35,203百万円

また、その他資産には、敷金保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
敷金保証金	140百万円	136百万円

※7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
融資未実行残高	132,531百万円	128,027百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	132,531百万円	128,027百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
2,245百万円	2,216百万円

※9. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
減価償却累計額	5,815百万円	6,159百万円

※10. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
	1,970百万円	1,930百万円

(中間損益計算書関係)

※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
貸倒引当金戻入益	995百万円	776百万円

※2. 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
有形固定資産	368百万円	390百万円
無形固定資産	147百万円	161百万円

※3. 減損損失

前中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

前中間会計期間において、減損損失を認識した資産はありません。

当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

以下の資産について減損損失を計上しております。

項番	地域	用途	種類	減損損失額
1	宮城県気仙沼市	営業用店舗	土地	10百万円
			建物	1百万円
			その他の有形固定資産	4百万円

上記の資産については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる見込みであり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産のグルーピングは、当行の管理会計上の最小区分（営業店単位、相互補完関係にある一部の営業店は当該グルーピング単位、共用資産は銀行全体としてグルーピング）で行っております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、当行の担保評価基準による合理的な価額等に基づいた正味売却価額により算定しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

前中間会計期間における「発行済株式の種類及び総数」については、中間連結財務諸表における注記事項として記載していたため、記載しておりません。

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

当事業年度期首において自己株式はなく、当中間会計期間における異動がないため、自己株式の種類及び株式数については記載しておりません。

2. 配当に関する事項

前中間会計期間については、中間連結財務諸表における注記事項として記載していたため、記載しておりません。

当中間会計期間(自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	7,564	—	—	7,564	
第I種優先株式	20,000	—	—	20,000	
合計	27,564	—	—	27,564	

(注) 当事業年度期首において自己株式はなく、当中間会計期間における異動がないため、自己株式の種類及び株式数については記載しておりません。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月24日 定時株主総会	普通株式	135	17.87	平成26年3月31日	平成26年6月25日
	第I種優先株式	30	1.50	平成26年3月31日	平成26年6月25日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年11月11日 取締役会	普通株式	135	利益剰余金	17.87	平成26年9月30日	平成26年12月5日
	第I種優先株式	22	利益剰余金	1.12	平成26年9月30日	平成26年12月5日

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間については、中間連結財務諸表における注記事項として記載していたため、記載しておりません。

※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
現金預け金勘定	157,411百万円
定期預け金	△0 "
その他の預け金	△81 "
現金及び現金同等物	<u>157,329 "</u>

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産
車両運搬具

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
1年内	3	2
1年超	—	—
合計	3	2

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

前事業年度（平成26年3月31日）

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	105,787	105,787	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	16,970	16,836	△133
その他有価証券	367,417	367,417	—
(3) 貸出金	575,087		
貸倒引当金（※1）	△6,423		
	568,664	573,880	5,215
資産計	1,058,838	1,063,921	5,082
(1) 預金	843,368	843,351	△16
(2) 譲渡性預金	176,070	175,990	△79
負債計	1,019,438	1,019,342	△95

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) 貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

当中間会計期間（平成26年9月30日）

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	157,411	157,411	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	13,930	14,410	480
その他有価証券	391,834	391,834	—
(3) 貸出金	590,873		
貸倒引当金（※1）	△5,533		
	585,339	589,628	4,288
資産計	1,148,516	1,153,286	4,769
(1) 預金	880,978	880,902	△76
(2) 譲渡性預金	228,150	228,012	△137
負債計	1,109,128	1,108,914	△214

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) 中間貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金についても、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関及びブローカーから提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格及び取引金融機関等から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブの要素が含まれている貸出金は、取引金融機関及びブローカーから提示された価格を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権については、見積将来キャッシュ・フロー又は担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間決算日（決算日）における中間貸借対照表（貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間決算日（決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金、定期積金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表（貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
非上場株式(*1) (*2)	277	274
合計	277	274

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 前事業年度において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。
当中間会計期間において、非上場株式について2百万円減損処理を行っております。

(有価証券関係)

※中間貸借対照表(貸借対照表)の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前事業年度(平成26年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	7,000	7,819	819
	小計	7,000	7,819	819
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	1,970	1,936	△33
	その他	8,000	7,080	△919
	小計	9,970	9,017	△952
合計		16,970	16,836	△133

当中間会計期間(平成26年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	100	100	0
	その他	7,000	7,839	839
	小計	7,100	7,939	839
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	1,830	1,814	△15
	その他	5,000	4,656	△343
	小計	6,830	6,470	△359
合計		13,930	14,410	480

2. 子会社株式及び関連会社株式
 前事業年度（平成26年3月31日現在）
 該当事項はありません。

当中間会計期間（平成26年9月30日現在）
 該当事項はありません。

3. その他有価証券
 前事業年度（平成26年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	7,401	5,281	2,119
	債券	323,482	319,573	3,908
	国債	115,073	113,386	1,686
	地方債	61,650	60,558	1,091
	短期社債	—	—	—
	社債	146,759	145,628	1,130
	その他	6,580	6,105	475
	小計	337,464	330,960	6,504
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	514	533	△18
	債券	23,812	23,852	△40
	国債	1,896	1,896	△0
	地方債	8,770	8,795	△25
	短期社債	—	—	—
	社債	13,145	13,159	△14
	その他	5,625	6,110	△484
	小計	29,952	30,495	△543
合計		367,417	361,456	5,960

当中間会計期間（平成26年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	8,564	5,311	3,253
	債券	351,382	347,032	4,350
	国債	123,386	121,592	1,794
	地方債	73,518	72,346	1,171
	短期社債	—	—	—
	社債	154,477	153,093	1,383
	その他	13,136	12,296	840
	小計	373,084	364,640	8,444
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	153	164	△10
	債券	14,556	14,576	△20
	国債	—	—	—
	地方債	4,430	4,445	△14
	短期社債	—	—	—
	社債	10,125	10,130	△5
	その他	4,041	4,499	△457
	小計	18,750	19,239	△489
合計		391,834	383,879	7,954

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間会計期間（事業年度）の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前事業年度における減損処理額はありません。

当中間会計期間における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得減価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落、または、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先：破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先：今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先：今後の管理に注意を要する発行会社

正常先：上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託

前事業年度（平成26年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間会計期間（平成26年9月30日現在）

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前事業年度（平成26年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間会計期間（平成26年9月30日現在）

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間貸借対照表(貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前事業年度(平成26年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	5,960
その他有価証券	5,960
(+)繰延税金資産(又は(△)繰延税金負債)	△1,731
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	4,229
その他有価証券評価差額金	4,229

当中間会計期間(平成26年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	7,954
その他有価証券	7,954
(+)繰延税金資産(又は(△)繰延税金負債)	△2,154
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	5,800
その他有価証券評価差額金	5,800

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間決算日（決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前事業年度（平成26年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間会計期間（平成26年9月30日現在）

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前事業年度（平成26年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間会計期間（平成26年9月30日現在）

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前事業年度（平成26年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間会計期間（平成26年9月30日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前事業年度（平成26年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間会計期間（平成26年9月30日現在）

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

前事業年度（平成26年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間会計期間（平成26年9月30日現在）

該当事項ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前事業年度（平成26年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間会計期間（平成26年9月30日現在）

該当事項ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間決算日（決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前事業年度（平成26年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ	貸出金			(注)
	受取固定・支払変動		—	—	
	受取変動・支払固定		10,016	10,016	
合 計		—	—	—	

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

当中間会計期間（平成26年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ	貸出金			(注)
	受取固定・支払変動		—	—	
	受取変動・支払固定		9,618	4,350	
合 計		—	—	—	

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前事業年度（平成26年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間会計期間（平成26年9月30日現在）

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前事業年度（平成26年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間会計期間（平成26年9月30日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前事業年度（平成26年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間会計期間（平成26年9月30日現在）

該当事項はありません。

(持分法損益等)

1. 関連会社に対する投資に関する事項
該当事項はありません。
2. 開示対象特別目的会社に関する事項
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
期首残高	33百万円	2百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	0百万円	－百万円
時の経過による調整額	0百万円	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	△0百万円	－百万円
その他減少額	△30百万円	－百万円
期末残高	2百万円	3百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

前中間会計期間については、中間連結財務諸表の注記事項として記載していたため、記載しておりません。

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

当行は、報告セグメントが銀行業のみであり、当行の業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務が含まれております。

【関連情報】

前中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

前中間会計期間については、中間連結財務諸表の注記事項として記載していたため、記載しておりません。

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	5,380	1,761	1,433	8,576

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行は、報告セグメントが銀行業のみであり、当行の業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、「その他」にはクレジットカード業務が含まれております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
1株当たり純資産額	1,770円26銭	2,197円43銭

(注) 1株当たり中間(期末)純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	43,421	46,645
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	30,030	30,022
(うち優先株式発行金額)	百万円	(30,000)	(30,000)
(うち定時株主総会決議による優先配当額)	百万円	(30)	(—)
(うち中間優先配当額)	百万円	(—)	(22)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	13,391	16,622
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数	千株	7,564	7,564

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当中間会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	245.21	282.48
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	1,884	2,159
普通株主に帰属しない金額	百万円	30	22
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	—	—
うち中間優先配当額	百万円	(30)	(22)
普通株式に係る中間純利益	百万円	1,854	2,136
普通株式の期中平均株式数	千株	7,564	7,564
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	70.82	88.09
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	30	22
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	—	—
うち中間優先配当額	百万円	(30)	(22)
普通株式増加数	千株	19,050	16,946
うち優先株式	千株	(19,050)	(16,946)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

中間配当

平成26年11月11日開催の取締役会において、第94期の中間配当につき次のとおり決議しました。

(1) 普通株式

中間配当額	135百万円
1株当たりの中間配当金	17円87銭

(2) 第I種優先株式

中間配当額	22百万円
1株当たりの中間配当金	1円12銭

(3) 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成26年12月5日

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第93期）（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
平成26年6月24日 東北財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年11月20日

株式会社仙台銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋 藤 憲 芳 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡 辺 雅 章 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 窪 寺 信 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社仙台銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第94期事業年度の中間会計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社仙台銀行の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5の2第1項
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成26年11月20日
【会社名】	株式会社仙台銀行
【英訳名】	THE SENDAI BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 鈴木 隆
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取鈴木隆は、当行の第94期中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。